

静岡県告示第589号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年7月25日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月25日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伊東修善寺線	伊東市鎌田字種落1177番の52から 伊東市鎌田字種落1177番の52まで	平成29年7月25日